

## ○プラスチック類指定袋に入っていた不適物



タッパは、容器包装ではありませんので、  
一般ごみの指定袋に入れて出して下さい。




タコは、生ごみに出して下さい。



材質がプラスチックでも、容器・包装ではないので、  
一般ごみで出して下さい。





 マークのない事業用の肥料です。  
一般家庭で使ったものは、衣類等で  
出して下さい。

事業で使用したものは、産業廃棄物になり  
組合では受入できません。



マヨネーズの中身が残っています。

PPバンドは、衣類等で出して下さい。

# ○びん・缶・ペットボトル類指定袋に入っていた不適物



マークがないので一般ごみに出して下さい。



マークがあればプラスチック類に出して下さい。

スプレー缶は、危険ごみに出して下さい。



切ったペットボトルは、リサイクルできないので、一般ごみに出して下さい。

缶のふたは外して、金属類か一般ごみに出して下さい。



ペットボトルではありません。



マークがあればプラスチック類に出して下さい。

キャップ、ラベルは外して、プラスチック類に出して下さい。

洗剤の容器はペットボトルではありません。



マークがあると思います。

ジプロックは、それ自体が製品であり容器包装ではないので、一般ごみで出して下さい。



## ○白色トレイ指定袋に入っていた不適物



汚れたカップ麺の容器は、洗ってプラスチック類に出して下さい。

カップ麺のふたは、紙類に出して下さい。



スポンジは、発泡スチロールではないので衣類等に出して下さい。



色物トレイは、プラスチック類で出して下さい。

発泡スチロールは洗浄して出して下さい。箱の中に、何も入れないで下さい。



## ○危険ごみ指定袋に入っていた不適物



貝殻は、よく洗って、一般ごみの指定袋で出して下さい。

## ○紙類指定袋に入っていた不適物



紙パックは、リサイクルの処理方法が異なるため、紙製容器包装の対象外になっています。  
紙パックは、開いて洗浄・乾燥したものをひもで十文字にきつく縛って出して下さい。



段ボールは、段ボールだけをひもで十文字にきつく縛って出して下さい。

カレンダーは、雑誌等と一緒にひもで十文字にきつく縛って出して下さい。



トイレットペーパー等の芯は一般ごみで出して下さい。



新聞、チラシ、日めくり、使用済みティッシュの他プラスチックも入っていました。